



Title	監査役制度の生成とその定着過程について：明治前期におけるわが国の監査役制度の源流
Author(s)	國井, 法夫
Citation	大阪大学, 2005, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/45694
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	くに 井 のり お 夫
博士の専攻分野の名称	博 士 (法 学)
学位記番号	第 1 9 1 5 8 号
学位授与年月日	平成 17 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当 法学研究科法学・政治学専攻
学位論文名	監査役制度の生成とその定着過程について—明治前期におけるわが国の 監査役制度の源流—
論文審査委員	(主査) 教授 末永 敏和 (副査) 教授 吉本 健一 教授 山下 眞弘

論 文 内 容 の 要 旨

近年、内外で有名な会社が自らの不正で瓦解していった。このような大会社の崩壊はわが国においても過去の不況期に経験してはいるものの、現在ほど会計、監査及び会社機関の信頼性を示すコーポレートガバナンスが注目された時期はないと考える。このような中で、今回商法が改正され、従来の監査役制度とアメリカ型の取締役会内における監査委員会等の設置について会社による選択が容認されることになった。このことは、明治時代からのわが国独自の監査役制度が岐路に立たされていることを意味し、この進むべき道を考察するためには歴史的な検討なくして困難であると考え。本論文は歴史的な展望をえるため、明治初期からの監査役制度の生成及びその定着過程について、史料の調査検討を通して監査役制度の進むべき道を考察する一指針として作成した。

会社制度が導入された明治初期には、まだ会社法の制定をみておらず、大蔵省の間接的な指導のみであった。このため、監査役あるいはこれに類似する機能を持つ役職を導入している会社もあれば、ほとんど持たない会社もあった。監査役が会社の必要機関とされた明治 23 年の旧商法施行により、監査役制度は商法の監査役規定にそった形に収斂されて行く。

明治元年から明治 23 年に旧商法が制定されるまでの期間、実務においてはアメリカ型・イギリス型・フランス型・日本型が混在していた。なかでもアメリカ型の会社機関が最も多く採用されるとともに日本独自の工夫が見られ、いわゆる日本的に修正されたアメリカ型の監査役制度が生成された。

他方、渋沢栄一著『立会略則』（明治 4 年）にその端緒が見られ、会社の役員を別々に選出する方法（日本型）、勘定方（監査役）への会計監査権・業務監査権の付与及び是正勧告権の付与（フランス型）等は 1867 年フランス会社法を導入した三井銀行（明治 9 年設立）に引き継がれ、三権分立型の会社機関の採用、会計監査権・業務監査権及び是正勧告権の付与等が明確に規定された。そして、これらがロエスレル商法草案（明治 14 年～17 年）に採用され、旧商法（明治 23 年）に引き継がれ、日本の監査役制度の原型を形成した。

以上のように、明治前期においてはアメリカ型と日本・フランス型の監査制度が平行する形で生成・定着してきた。いみじくも今回の商法改正により二つの監査制度について会社による選択が認められ、明治前期に再び戻ったような感さえる。今後、アメリカ型の監査委員会も明治前期と同様に日本的な修正が加えられる必要があると考えられ、その時間を考慮する時、今まで取り組まれてきた従来の監査役制度の強化を進むべき道とする方がよいのではないかと

と考える。

論文審査の結果の要旨

本論文は、「監査役制度の生成とその定着過程について」と題し、明治前期におけるわが国の監査役制度の源流について歴史を遡るものである。

監査役制度は、法的な制度として認められたのは、明治 23 年（1890 年）の旧商法からであるが、それ以前にも明治初期に会社制度が採用されて以来何らかの形で、存置されていた。ただ、存置の仕方も様々で、監査役あるいはこれに類似する機能を持つ役職を導入している会社もあれば、この機能を一部しか保持しない会社もあった。

本論文は、明治元年から明治 23 年に旧商法が制定されるまでの機関における諸会社の定款を調査することによって、①監査役制度がいかなる国の影響を受け、どのような形で導入されたか、②監査役が会社機関の中でどのように位置づけられ、どのような権限を与えられていたかを業種ごとに検討し、さらに監査役制度を機能させるために各社はどのような工夫をしたのか、③上記①②が旧商法の基となったロエスレル商法草案および旧商法における監査役制度にどのような影響を与えたか、を明らかにしようとしたものである。

本論文は、明治前期を明治元年から 14 年にいたるまでとそれ以降の 2 期に分け、前者における監査役制度の特徴は、当時の米国、英国、フランスの制度の影響を受けており、特に米国型を多くの会社が採用し、しかも重役に対する業務監督権と臨時総会招集権を与えるという工夫を加えることにより、日本独特の監査役制度が創生されたことを明らかにする。次に後者では、米国型、フランス型、英国型のほか日本型が混在しているが、明治 14 年に作成を開始したロエスレル商法草案および旧商法の影響はほとんどなかったということを明らかにする。最後に、当時、監査役またはそれに相当する役職に就任していた人物と監査役像について資料に基づき、具体的に明らかにしようとしている。

本論文は、明治前期における会社の監査役またはこれに相当する役職の存在、権限、会社機関の中での位置づけを明らかにするため、多数の会社の定款等、会社規則を参照することによって目的を達成しようとしたものである。第 1 に、当時の会社の定款を収集すること自体、非常な困難を伴い、その努力を多とするとの評価を与えることができる。

第 2 に、この当時の監査役について触れた文献は、会社法および監査論の分野ではほとんどなく、本論文は、この未開拓の領域に光をあてたものとして、独自性をはなっているものといえる。

第 3 に、当時の会社の定款等から監査役制度を具体的に明らかにしている点で、実証的研究としても大いに評価できる。その綿密さは驚くべきものがある。

第 4 に、当時作られた監査役制度は、単なる外国の物まねでなく、独自の工夫が加えられ、日本独特のものが既に出来上がっていたことを指摘した点も意義深い研究として評価できる。

以上により、本論文は博士論文としての水準に達するものと判定される。